

石狩西部広域水道企業団会計年度任用職員 募集案内

令和8年度任用の石狩西部広域水道企業団会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 募集内容

職種 事務補助員（パートタイム）

募集人数 1名

勤務場所 石狩西部広域水道企業団事務所

札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号

業務内容 事務補助（一般事務、電話対応・来客対応、書類作成補助）

勤務日 1週間あたり5日（月曜日～金曜日）

勤務時間 8:45～15:45（週31.25時間）

休憩時間 12:15～13:00（45分）

報酬額 月額164,000円～月額173,000円程度（職務経験により決定します）

3. 募集受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）まで

4. 応募要件・資格等

○年齢・性別は不問です。

○簡単なパソコン操作ができること（ワード・エクセルなど）。

○地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない人とします。

- ・拘禁系以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該企業団職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 応募方法

- ・写真付き履歴書を募集期限までに、次の送付先へ郵送（令和8年1月23日必着）により、ご提出願います。

※応募書類は返却いたしません。

【履歴書送付先】

〒063-0846

札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号

札幌市水道局八軒庁舎2階

石狩西部広域水道企業団業務課庶務係宛

6. 選考方法

書類選考・面接試験（書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。）

7. 手当、費用弁償、休暇等

○手当、費用弁償：期末手当（6月、12月の年2回）、通勤に係る費用などは、当企業団の規定により別途支給されます。

○休暇制度：任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇、夏季休暇等が付与されます。

○休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日

○社会保険等：共済組合（短期給付等）、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ適用となります。

8. 再度の任用について

任用終了後、選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。

9. 服務等

○地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

○採用後、1か月間は条件付採用期間となります。

○会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

10. その他

○関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

○履歴書に記載いただいた個人情報は、石狩西部広域水道企業団会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

【問い合わせ先】

担当課：石狩西部広域水道企業団業務課庶務係 電話 011-215-7554